

兵庫県緑豊かな地域環境の形成
に関する条例に基づく整備計画



石生駅西周辺地区 整備計画書

平成14年3月



兵庫県丹波市

目次

1. 名称及び区域	1
2. 整備計画の目標	2
3. 土地利用に関する事項	5
4. 森林及び緑地に関する事項	10
5. 緑化に関する事項	11
6. 景観の形成に関する事項	12
7. 整備計画の達成を担保するための措置	14
8. その他、地域環境の形成に関する事項	17

1. 名称及び区域

(1)名称

石生駅西周辺地区整備計画

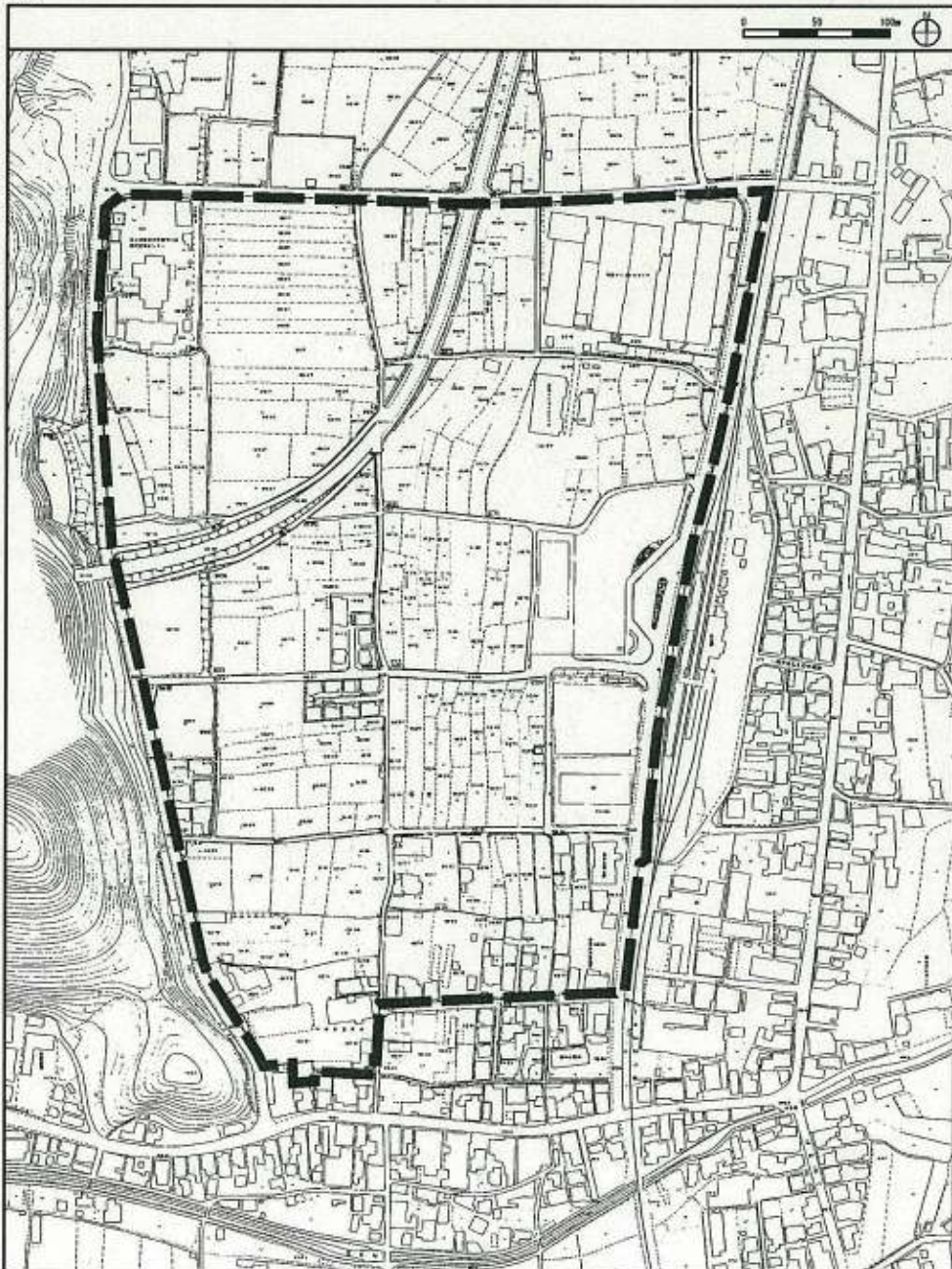
(2)区域

「石生駅西周辺地区」は下記の区域とする。

(石生字竹原 550 番 1 を起点とし、特号市道 10 号線、特号市道 8 号線、宇上久手 702 番 3、700 番 1、699 番 1、695 番 1、宇下久手 694 番、691 番 1、690 番 1、687 番 1、686 番 1、683 番 3、682 番 3、678 番 1、674 番 1 で囲む区域)

(3)面積

約 20ha。



2. 整備計画の目標

(1)まちづくりの理念、目標

◆まちづくりの理念

「水と杜のさと」のシンボルゾーンの形成

氷上の森構想では、氷上の森の理念として①美しい景観づくり、②森との話
らいの場づくり、③心豊かなコミュニティづくり、④森とともに生きるまちづ
くり、⑤人々の集うまちづくりを掲げている。石生駅西周辺地区では、これら
5つの理念を象徴するようなまちづくりをめざす。

◆まちづくりの目標

①氷上の玄関口の形成

氷上地域の玄関口として、地域住民を中心とする市民、周辺の人々、あるいは観光客を
はじめとする来街者など、多くの人々がアクセスしやすいまちづくりをすすめ、多様な交
流が生まれるような駅前交流空間を形成する。

②水文化の森の玄関口の形成

丹波の森構想における「水文化の森」の玄関口として、また「水分れの地」の観光の玄
関口ともなるよう、高谷川や水路網などの水と周囲の森林などの緑景観を活かした豊かな
地域環境を形成する。

③夢とうるおいのある生活拠点の形成

石生地域の生活拠点として、交通・都市基盤の整備、地域住民の日常的な交流の場の整
備、地域情報や生活サービス機能などの充実、良好な住宅地の供給などをすすめ、安全・
安心でうるおいある生活空間を形成する。

(2)主な整備方向

①住宅地としてのまちづくり

- ・ 駅西地区の土地区画整理事業を中心とした良好な住宅地の供給とスプロール市街化の防止。
- ・ 高齢者から若者まで多様な世代の住むまちづくりによる地域の活性化。
- ・ 緑条例を活用した緑豊かな地域環境づくり。
- ・ 地元主体のまちづくりの推進。 など

②交通結節機能の充実

- ・ 駅西の駅前広場の再整備（バスバースとタクシーバースの一体化）。
- ・ 電車・バスの乗り継ぎ改善、福知山線の複線化促進などによる、公共交通機関の利便性の向上。
- ・ 氷上地域の玄関口としての整備。 など

③まちの基盤の整備

- ・ 土地区画整理事業と連携した主要道路・生活道路の整備。
- ・ 駅東西の歩行者連絡動線の充実。
- ・ 高齢者や障害者も安全・快適に通れる歩行者空間の整備。
- ・ 駅前広場、公園も含めた緑豊かな空間の整備。
- ・ 排水路の改善、土地区画整理事業などと連携した下水道整備。 など

④うるおいあるまちづくり

- ・ 緑条例を活用した緑豊かな地域環境づくり。
- ・ 城山や向山の豊かな自然を守り、活かすまちづくり。
- ・ 山なみと調和する緑豊かなまちづくり、美しい景観づくり。
- ・ 水分れ公園や高谷川の桜並木など地域の資源を活かしたまちづくり。
- ・ 公共空間から私的空間まで緑に包まれたうるおいあるまちづくり。 など

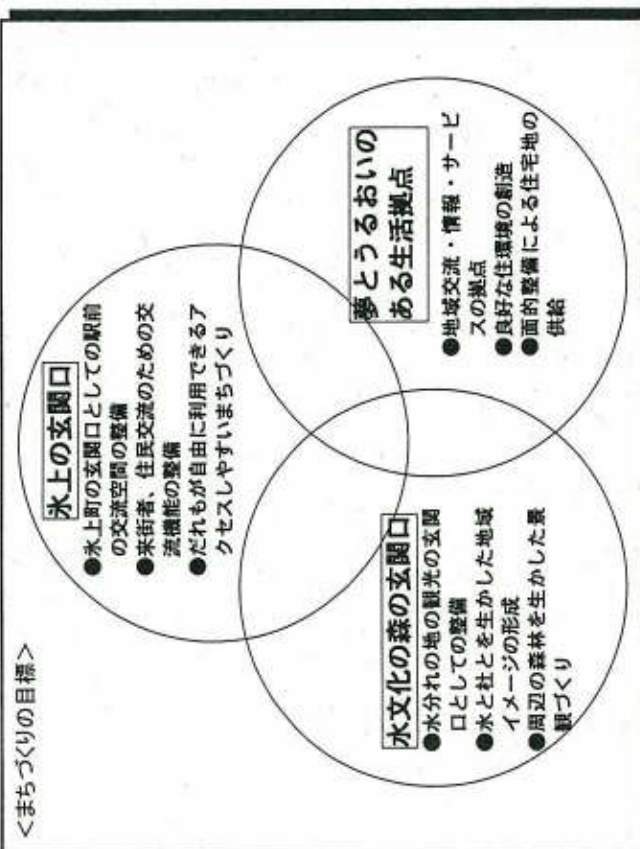
⑤人が集まる交流のまちづくり

- ・ 地域住民の日常的な交流（買い物、趣味、育児、介護などを介した交流）の促進。
- ・ 観光客など来街者と地域との交流（情報、産物、レクリエーションなどを介した交流）の促進。
- ・ 人が集まる交流拠点の整備、交流機会の創出。 など

■石生駅周辺地区のまちづくりの基本方向

「水と杜のさと」のシンボルゾーンの形成

＜まちづくりの理念＞



＜上位計画等における位置づけ＞

- 水上町振興計画
- 都市機能集積ゾーン
- ・交通拠点としての都市機能の集積
- ・計画的な用途の調整による良好な市街地形成
- 観光レクリエーションゾーン
- ・文化的施設など多様な観光資源を活用
- ・地域農林業との連携強化
- 丹波の森（拠点の森）整備構想・基本計画
- 広域的な玄関口の形成
- 水のまち水上のシンボルの形成
- 田園を生かした「水文化の森」の創出

＜地域の整備課題＞

- ①駅前の交通結節機能の充実・強化
- ・バスバース、タクシーバースの一体化
- ・東西の歩行者連絡動線の充実
- ②駅や駅前での多様なサービス提供の場の不足
- ③人口の減少・高齢化
- ・新規住宅供給の郊外化
- ④モータリゼーションの進展による商業サービス機能の郊外化
- ⑤駅西側地区における良好な面的整備によるスプロール市街地の抑制
- ⑥駅前の町有地の有効活用
- ⑦豊かな地域環境及び景観の保全と創出

＜主な整備方向＞

- ①住宅地としてのまちづくり
- 区画整理を中心とした緑の多い住宅地づくり
- 緑地帯を活用した緑豊かな地域環境づくり

- ②交通結節機能の充実
- 駅周辺の交通結節機能の強化
- 石生駅の利便性の充実
- 水上町の玄関口としての整備

- ③まちの基盤の整備
- 主要道路、生活道路の整備・改良
- 安全快適な歩行者空間の整備
- 水路、下水道の整備
- 緑豊かな公園・緑地の整備

- ④うるおいあるまちづくり
- 大きな自然を活かす
- 地域の資源を活かす
- 緑に包まれたうるおいあるまちづくり

- ⑤人が集まる交流のまちづくり
- 地域で集まる場所・施設づくり
- 来街者が集まる場所・機会づくり

3. 土地利用に関する事項

(1)土地利用計画

石生駅西周辺地区の土地利用を道路体系と合わせて検討し、また現在検討されている土地地区画整理事業とも調整しつつ、以下のように整理した。

①骨格となる道路体系

○広域幹線道路

当地区が接続する広域幹線道路は、地区北側の国道 175 号バイパス、及び地区南・東側の国道 175・176 号である。これらによって、市の中心地域、北近畿豊岡自動車道 I C 周辺の新たな都市核地区、及び周辺地域などと結ぶ。なお、国道においては、歩道確保や街路樹整備を働きかけていく。

○地区内主要道路(補助幹線道路)

地区内の主要道路は町道特 8 号線等があり、国道 175 号バイパスなど広域幹線道路に接続する。なお、これら地区内主要道路については、改良、拡幅整備などを行う。

○主要区画道路

イ)主要サービス動線

駅前の商業・交流・住宅複合地区などにおける自動車・歩行者の交通を処理する主要サービス動線として、地区内主要道路とループ状に連絡させた主要区画道路を計画する。

ロ)主要歩行者動線

駅前から地区内及び周辺地域への主要な歩行者・自転車の動線として、駅前広場と城山を結ぶ東西方向の道路、及び周辺地域につながる南北方向の道路を計画する。また、ループ状の主要サービス動線には歩道を設け、安全な歩行者空間を確保する。

○駅前広場等

現在の町道特 8 号線を西側に湾曲させてその内側に駅前広場等を確保し、バスバース、タクシーバース、及び駅利用者等のための利便施設やオープンスペースなどを一体的に整備する。緑化や景観形成に努め、氷上地域の玄関口にふさわしい便利で快適な交通結節空間を形成する。

②土地利用の配置と地区イメージ

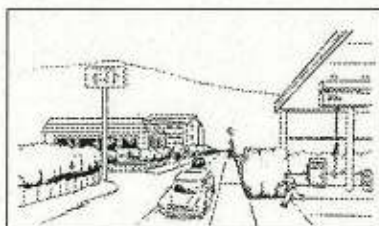
○商業・交流・住宅複合地区

駅前及び地区内主要道路沿いに「商業・交流・住宅複合地区」を配置し、地域住民にまた来街者にも魅力的な商業・サービス施設、併用店舗、中低層住宅など都市機能の充実・強化を図り、氷上地域の玄関口にふさわしいにぎわいのある交流拠点を形成する。



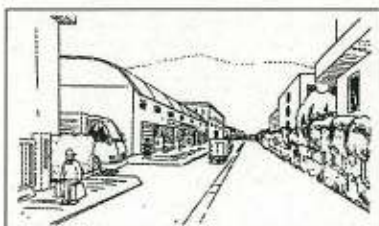
○沿道サービス地区

広域幹線道路である国道 175 号バイパス沿道に「沿道サービス地区」を配置し、沿道型の商業・サービス施設の立地による沿道利便性の向上を図る。なお、隣接する住宅地区の住環境保全に配慮する。



○工場等地区

地区内の既存工場などの敷地は工場等地区とする。なお、隣接する住宅地区の住環境保全に配慮する。



○低層住宅地区

石生駅西周辺地区では住居系土地利用を基本とする。そのうち、幹線道路等に囲まれた地区中央部の区域は低層住宅地区とする。土地区画整理事業を中心とする基盤整備と連携して良好な宅地を供給すると共に、質の高い住環境を創造し、周辺の自然環境と調和したゆとりある生活空間の形成を図る。



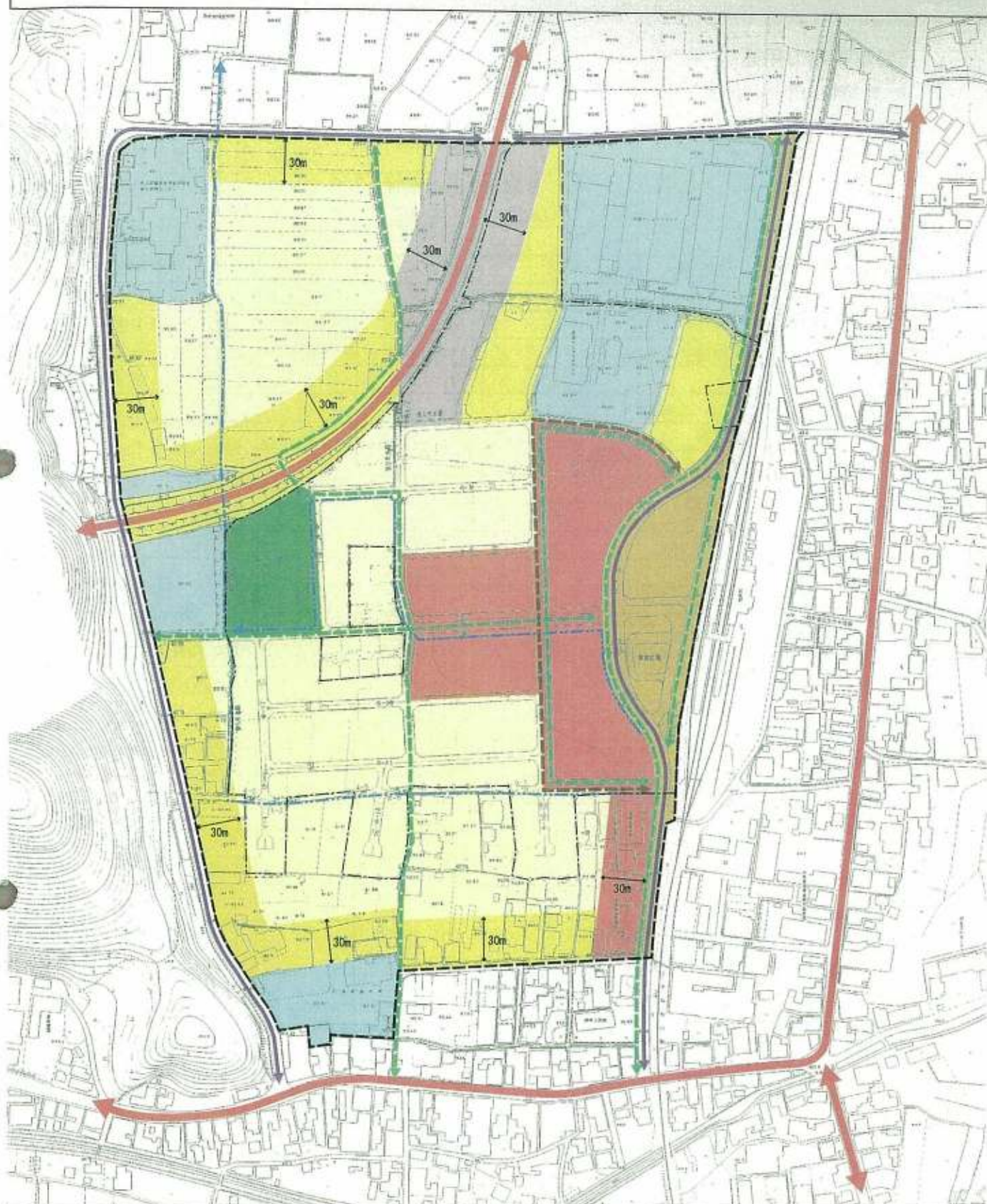
○中低層住宅地区

石生駅西周辺地区の大半を占める住居系地区の内、広域幹線道路や地区内主要道路沿いは中低層住宅地区とする。土地区画整理事業を中心とする基盤整備と連携して良好な宅地を供給すると共に、中層住宅についてはできるだけこの地区内への立地を誘導する。



土地利用計画図

0 50 100m



凡例

- | | | | |
|------------|----------------|------------|----------|
| ↔ 広域幹線道路 | ▭ 整備計画地区 | ■ 低層住宅地区 | ■ 公園 |
| ↔ 地区内主要道路 | ■ 商業・交流・住宅複合地区 | ■ 中低層住宅地区 | ↔ 水路 |
| ↔ 主要サービス動線 | ■ 駅前広場等 | ■ 沿道サービス地区 | ▭ 区画整理区域 |
| ↔ 主要歩行者動線 | | ■ 工場等地区 | |

(注) 沿道型の地区指定は道路境界線等から30mの見通し線とする。2つの地区にまたがる場合は敷地の過半が属する地区とする。

(2)建築物の用途

建築物の用途に関するルールは以下の通り。

■建築物の用途に関するルール

土地利用パターン 建物用途		低層住宅 地区	中低層住 宅地区	商業・交 流・住宅 複合地区	沿道サビ ス地区	工場等 地区
専用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○
兼用住宅（店舗等併用住宅）		○	○	○	○	○
大学・高等専門学校・専修学校等		×	×	○	○	○
老人福祉センター・児童更生施設等		×	○	○	○	○
病院		×	○	○	○	○
公衆浴場（個室付浴場は除く）・診療所・保育所		○	○	○	○	○
ラブホテル・風俗営業店等		×	×	×	×	×
ホーリング場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等		×	×	×	×	×
マージャン屋、パチンコ屋等		×	×	×	×	×
カラオケボックス等		×	×	○	○	○
キャバレー、料理店等		×	×	×	×	×
ホテル、旅館等		×	×	○	○	○
自動車 車庫	1階以下かつ附属の車庫	○	○	○	○	○
	2階以下かつ300㎡以内	×	○	○	○	○
	3階以上又は300㎡を超える	×	×	○	○	○
物品販売店・飲食 店	500㎡以内	×	○	○	○	○
	500㎡を超える	×	×	○	○	○
事務所・自家用の倉庫等（独立のもの）		×	○	○	○	○
倉庫業の倉庫		×	×	×	○	○
畜舎等		×	×	×	×	○
自動車教習所		×	×	×	○	○
巡査派出所、郵便局、公益施設等		○	○	○	○	○
自動車修理工場等	150㎡以内	×	×	○	○	○
	150㎡を超える	×	×	×	○	○
工場等	50㎡以下かつ危険性や環境悪化のおそれのないもの	×	×	○	○	○
	150㎡以下かつ危険性や環境悪化のおそれの少ないもの	×	×	×	○	○
	150㎡を超えるが、危険性や環境悪化のおそれの少ないもの	×	×	×	×	○
	危険性が大きい又は環境悪化のおそれの大きいもの	×	×	×	×	×

○＝建築可 ×＝建築不可

(3) 建築物の形態

建築物の形態に関するルールは以下の通り。

■建築物の形態に関するルール

ルール項目	低層住宅 地区	中低層住 宅地区	商業・交流・住宅複合地区 沿道サービス地区	工場等 地区
建ぺい率	50%	50%	60%	60%
容積率	100%	150%	200%	200%
建築物の高さの最高限度	10m 以下	12m 以下	15m 以下	15m 以下
建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²	200 m ²	200 m ²	200 m ²
壁面 位置	前面道路から後退距離	2m以上	2m以上	2m以上
	隣接敷地からの後退距離	1m以上	1m以上	1m以上

ただし、「丹波市石生駅西土地区画整理事業」に伴い換地される 200 m²未満の敷地については、上記「建築物の敷地面積の最低限度」のルールを適用しない。

(注)

容積率や建ぺい率、敷地面積の最低限度のルールは、土地区画整理事業後の換地の大きさや減歩率の問題等と密接に関連していることから、今後、土地区画整理事業との詳細な調整を図る。

容積率・・・建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合

$$\text{容積率} = \frac{\text{建築物の延べ面積}}{\text{敷地面積}}$$

建ぺい率・・・敷地面積に対する建築面積の割合

$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築物の建築面積}}{\text{敷地面積}}$$

4. 森林及び緑地に関する事項

森林及び緑地に関するルールは以下の通り。

■森林・緑地に関するルール

①骨格となる緑地等の配置

- ・土地区画整理事業を活用し、地区内の東西歩行者動線と接続する位置に、地域利用に対応したうるおいある公園を配置する。
- ・駅前広場や駅前の町有地において、建物等の整備と併せて緑化をはかり、ゆとりとうるおいのあるオープンスペースを確保する。
- ・東西方向の主要歩行者動線に駅前広場等のオープンスペース、地域の公園などを含めた「緑の軸」を形成する。さらに向山・城山との視覚的なつながりを生み出し、緑による地域の一体感を創出する。

②個別敷地での緑地の確保

- ・建築物の建築に合わせて、敷地の20%の緑化空間を確保する。これは、生垣や庭木、花壇、菜園などにより形成し、多様な緑の空間を形成する。

③森林（地区外）の保全活用

- ・向山と城山は石生地域の重要な資源であり、その豊かな自然環境を保全し、まちづくりに活用するよう配慮する。

(注)

公園や主要歩行者動線の規模・整備形態などは、土地区画整理事業と密接に関連していることから、今後、土地区画整理事業との詳細な調整を図る。

また、石生駅西周辺地区内には保全すべき森林・緑地は存在しないが、地区外の東西に向山・城山という魅力資源があり、石生地域の良好な環境の保全と創造に不可欠な要素であるため、その保全・活用についてもふれている。

(参考)

	敷地 200 m ² の場合		備考
建ぺい率	50%	100 m ²	通常の戸建住宅の建ぺい率は40%程度。
駐車場	12.5%	25 m ²	2台駐車 (5m×5m=25 m ²)
緑化空間	20%	40 m ²	生垣＋中高木2本程度の緑化で確保できる。 植栽のほか、花壇や菜園などでも可能。
その他空地	17.5%	35 m ²	この空地部分に庭木などを植えると、さらに緑化空間が増える。
合計	100.0%	200 m ²	

5. 緑化に関する事項

緑化に関するルールは以下の通り。

■緑化に関するルール

①公共空間の緑化

- ・駅前広場や駅前町有地においてオープンスペースを確保し、地域のシンボルツリーなども含め、まとまった緑地を確保する。
- ・土地区画整理事業を活用して、主要歩行者動線沿いに設ける地域の公園では、まとまった緑地の確保や水路の活用などにより、地域のうるおい拠点を形成する。
- ・地区内主要道路や主要サービス動線においては、必要な歩道を確保し、街路樹・植栽などを施し、うるおいある通りを形成する。

②私的空間の緑化

- ・住居系地区では、各宅地の壁面後退部分等の緑化に努め、生垣や庭木による緑豊かなまちなみの形成に努める。また、通りごとにテーマとなる樹種・花などを住民自らが決めて、協調して植栽するなどの取り組みにも配慮する。
- ・道路境界にかき・柵・塀などを配置する場合には、できるだけ道路から後退して設置し、後退した部分には植栽や花などを植えるよう努める。また、かき・柵・塀は高さを低く（概ね1 m程度まで）抑えたり、透過性のあるフェンスを用いるなどにより、私的な緑が連なるまちなみの形成に配慮する。
- ・商業系及び工業系地区では、できるだけ道路に面する位置にまとまった緑地・生垣・樹木などを確保し、中高木を使ったボリューム感のある植栽形成にも配慮する。緑地などの確保が難しい場合には、壁面緑化や緑化駐車場、フラワーポッドなどを用いた緑や花の演出に努める。

(注)

なお、公園や主要歩行者動線の緑化については、土地区画整理事業における公園・緑地計画や道路計画と密接に関連し、また私的空間の緑化については、土地区画整理事業における敷地規模などと密接に関連していることから、今後、土地区画整理事業と詳細な調整を図る。

6. 景観の形成に関する事項

景観形成に関するルールは以下の通り。

■景観形成に関するルール

ルール項目	低層住宅地区	中低層住宅地区	商業・交流・住宅複合地区 沿道サービス地区	工場等地区
建築物の高さの最高限度	10m 以下	12m 以下	15m 以下	15m 以下
屋根・外壁の色	・屋根や外壁の基調となる色は、彩度の低い落ち着いた色とし、原色系のけばけばしい色を使わない。 ・屋根の色相は、黒、灰色、茶色を基調としたものとする。			
かき又は柵の構造	・かき・柵は、できるだけ生垣や竹垣など自然素材のものを使う。 ・コンクリートブロック塀や石垣、これに類するものを、道路境界に接して設置する場合は、高さを1.0m 以下とする。 ・道路に面してできるだけ植栽・庭木などを配置して、緑豊かなまちなみ形成に努める。	・同左。 ・緑化に関連して、できるだけ、道路に面する位置にまとまった緑地・生垣・樹木・花などを確保し、中高木を使ったボリューム感のある植栽形成や花による演出などに配慮する。 ・緑地などの確保が難しい場合には、壁面緑化や緑化駐車場、フラワーポッドなどを用いた緑や花の演出に努める。	・同左 ・緑化に関連して、敷地周辺部には生垣や中高木の配置に努め、周辺環境との調和を図り、騒音・振動・圧迫感などの影響防止にも配慮する。	

(注)

建築物の高さ制限は、土地区画整理事業における土地利用計画や敷地規模などと密接に関連していることから、今後、土地区画整理事業と詳細な調整を図る。

地域環境形成構想図 -「水と杜のさと」のシンボルゾーンの形成をめざして-

0 20 40 60 80 100m



水と緑のアメニティエリア
 ・地域のアメニティ拠点となる水と緑豊かな公園
 ・公園の緑を共に生垣や庭木など私的な緑がつらなり城山からの緑が連続するイメージを形成

「水と杜のさと」のシンボルエリア
 ・水上町の玄関口にふさわしいシンボリックな空間形成
 ・シンボルツリーや街路樹など公共の緑と、生垣や庭木など私的な緑・花とが折り重なる緑の環境
 ・水路を生かした「水分け」らしいうるおいある環境
 ・城山と向山を見渡せる開放的なオーブンスペース

凡 例

- 広域幹線道路
- 地区内主要道路
- 緑豊かな歩行者動線
- 整備計画地区
- 区画整理区域

- 公園
- 駅前広場等
- 工場等の外周緑化（緩衝機能）
- 敷地面積の20%の緑化空間の確保
- 水路

↔ 緑の軸
 （城山と向山を結ぶ環境形成の主軸）

□ 緑の軸を構成するエリア
 ・「水と杜のさと」のシンボルエリア
 ・水と緑のアメニティエリア

7. 整備計画の達成を担保するための措置

(1)基本的な考え方…地元と行政の協力によるまちづくりの推進

- ・緑条例においては、整備計画の認定を受けた地区（計画整備地区という）では、一定規模以上の開発行為等に関して届出義務が課せられており、整備計画を一定担保できるような仕組みが用意されている（緑条例第34・35・44条）。
- ・一方、石生地域では、従来、地頭・石生新町などの部落単位、あるいは部落が集合した石生地域の単位で自治活動が行われており、さらに平成11年に当地区及び石生地域の活力と魅力あふれるまちづくりの推進を目的とした「石生駅西周辺地区まちづくり協議会」が結成されている（H11年11月28日設立）。
- ・本整備計画の策定後、実際の開発行為や建築行為を適切に誘導し、良好なまちづくりを実現するためには、市・県といった行政による規制・誘導の仕組みに住民参加の仕組みを取り入れて、地元と行政の協力によるまちづくりの推進を図ることとする。

(2)「石生駅西周辺地区まちづくり協議会」について

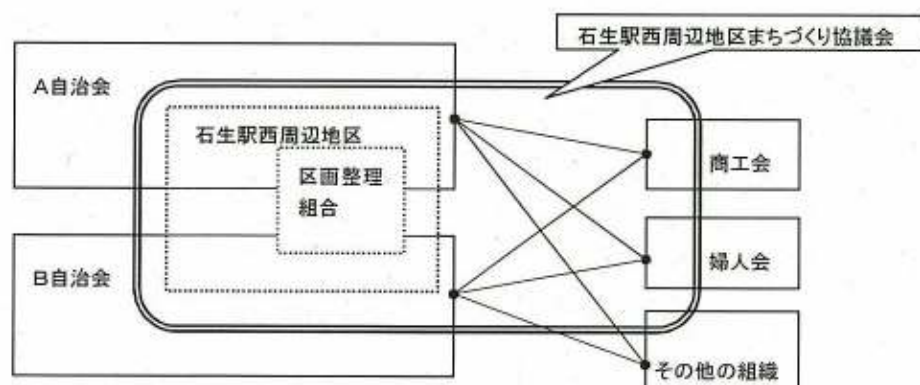
①まちづくり協議会の目的

- ・「石生駅西周辺地区まちづくり協議会」は、石生駅西周辺地区及び石生地域の活力と魅力あふれるまちづくりの推進を目的としている。

②まちづくり協議会の構成

- ・石生駅西周辺地区の土地所有者を基本として、自治会長や商工会、婦人会など地元関連組織の方々の参画も得ている。

<まちづくり協議会の組織構成の概念図>



<地元と行政の協力のあり方>

<まちづくり協議会の役割>

- ・地区内の開発行為・建築行為に際して、町と連携しながら、整備計画の目標が実現されるよう協力する。
- ・住民自ら緑条例の趣旨を理解し、整備計画の目標が実現されるような開発・建築行為を行うと共に、清掃など地域活動に参加する。

協力

<行政の役割>

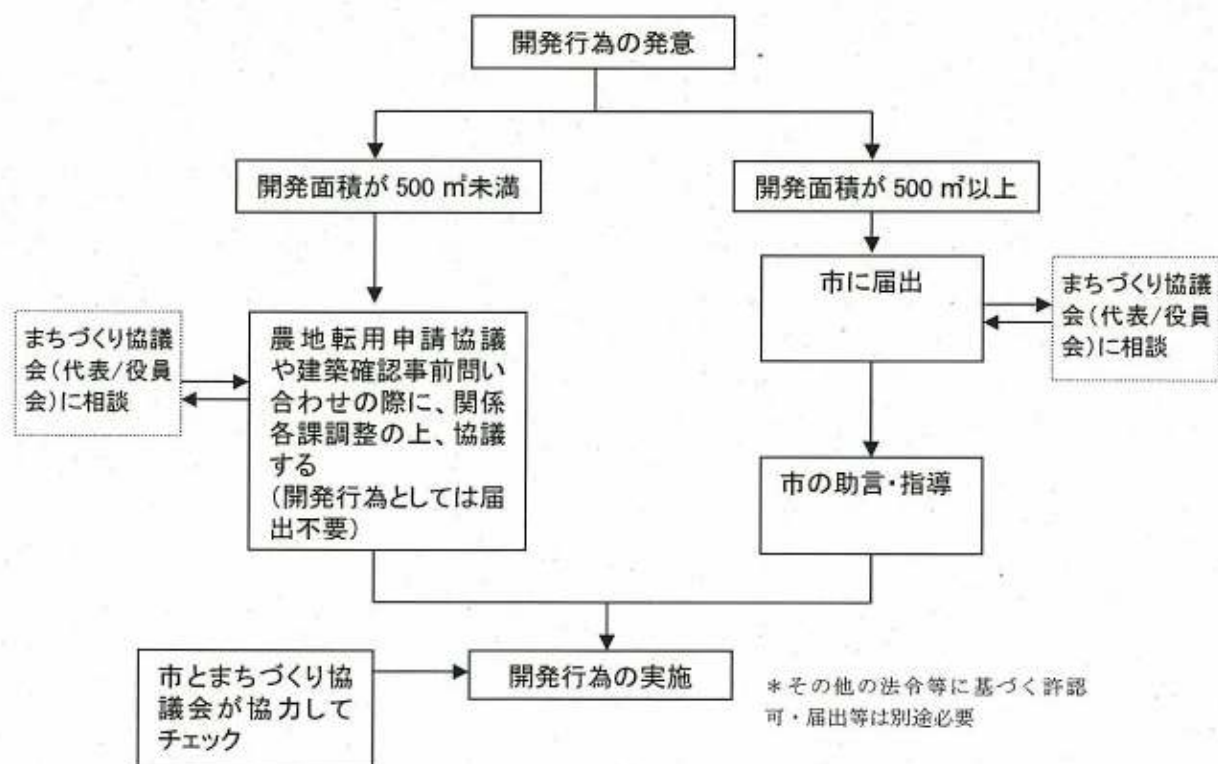
- ・関係機関等との連携のもと、整備計画の目標が実現されるように開発・建築内容について、助言・指導を行う。
- ・まちづくり協議会の活動を支援し、まちづくり協議会と連携して、開発・建築行為の適切な誘導に努める。
- ・緑条例等の趣旨・内容の周知に努め、開発・建築等の事業者のみならず、市民一般も含めて意識啓発を図る。

(3)開発・建築行為の誘導フロー

①開発行為の誘導

- ・整備計画地区内では、開発面積が 500 ㎡以上の開発行為について、緑条例に基づく届出義務を課す。
- ・500 ㎡に満たないものは、開発行為としての届出は不要とするが、農地転用に掛かる申請段階や、開発行為に合わせた建築行為がある場合の建築確認事前問い合わせ段階において、関係各課と調整の上、開発者と協議し、緑条例の趣旨及び整備計画の内容に合った開発内容とすることを求めている。
- ・市は、開発者から届出があった場合、届出に掛かる行為が緑条例に基づく整備計画に適合しないと認められる時は、開発者と協議を行い必要な助言・指導を行うことができる。助言・指導にあたって、必要があれば、地元の意見を聞く。
- ・市は、当該開発行為の実施後、開発行為が整備計画に適合しているかチェックする。チェックにあたって、必要があれば、地元の協力を依頼する。

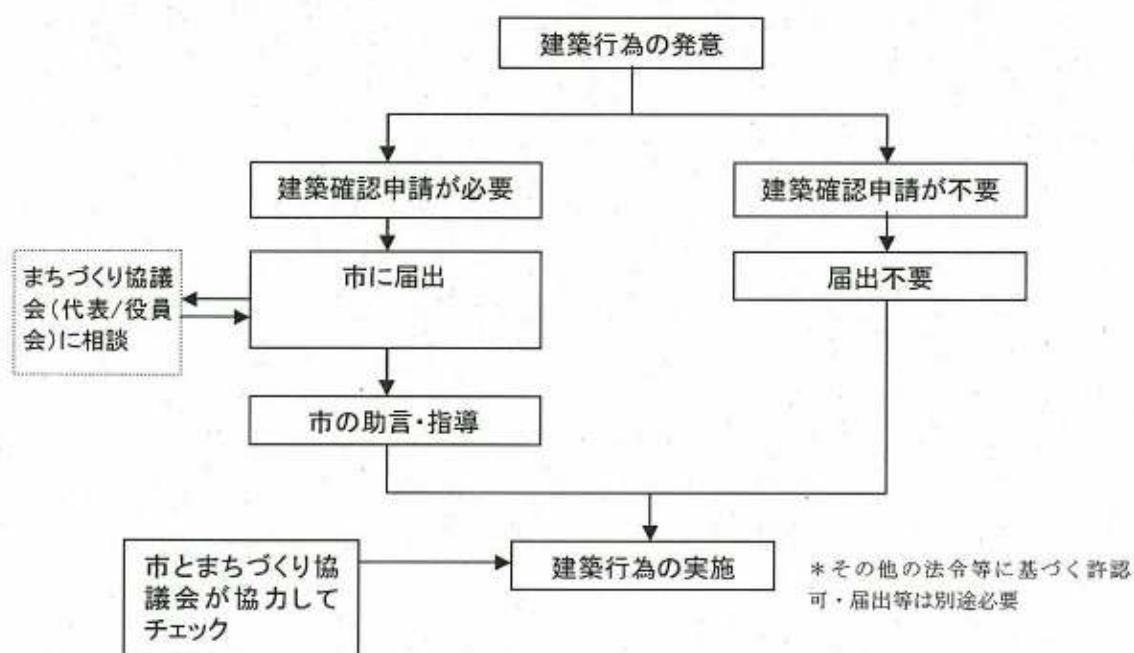
【開発行為の誘導フロー】



②建築行為の誘導

- ・整備計画地区内では、建築確認申請が必要な建築行為について、緑条例に基づく届出義務を課す。
- ・市は、建築主から届出があった場合、届出に掛かる行為が緑条例に基づく整備計画に適合しないと認められる時は、建築主と協議を行い必要な助言・指導を行うことができる。助言・指導にあたって、必要があれば、地元の意見を聞く。
- ・市は、当該建築行為の実施後、建築行為が整備計画に適合しているかチェックする。チェックにあたって、必要があれば、地元の協力を依頼する。

【建築行為の誘導フロー】



8. その他、地域環境の形成に関する事項

以上の事項のほか、石生駅西周辺地区の地域特性に応じて、質の高い地域環境づくりに寄与する事項・内容として、以下の内容を定める。

なお、これらの実現にあたっては、まちづくり協議会を中心とした住民主体のまちづくり活動を基軸に、さらに市・県など関係機関、自治会など地元組織、土地区画整理事業などとの連携・調整を行い、実現化に努めていく。

■福祉への配慮

- ・兵庫県福祉のまちづくり条例を活用し、高齢者や障害者を含むすべての人々がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを目指す。
- ・道路や歩道の段差をなくしたり、スロープを適正に配置する。
- ・公益的施設や公共施設、共同住宅などの多様な人が利用する施設（特定施設）について、入口や通路、階段、エレベーター等に車いす利用に配慮した設計を行う。 など

■生態系の保護

- ・地区内に緑の軸や拠点を整備して地区東西の向山、城山の山々と結び、野生生物の生息・移動空間の整備・復元を図る。
- ・開発行為や水路整備に際しては、緑空間の保全・創造と合わせて、地域内に生息する昆虫、植物など野生生物（水路に生息する蜚等）等に配慮した整備・復元を図っていく。
- ・蜚が生息できる河川・水路整備、水路、ため池などでの野生生物の生息空間確保、農地での農薬・殺虫剤等の使用減量化などに取り組む。 など

■住民による環境管理

- ・「水分れの地」として「清流を守る」「水を大切にする」などを住民運動として進める。
- ・河川的愛護会等を組織し、日常的な維持・管理を行う。
- ・地域の緑空間の創造に関して、樹種選定・植樹・生垣づくり・花づくり・日常管理など様々な場面で住民の参画を促す。
- ・石生駅周辺地域の重要な資源である向山・城山の自然を愛する会などを組織し、散策道の整備や清掃、ハイキングイベントなどを行う。 など